(証券コード 7952)
平成27年６月５日

株　主　各　位

静岡県浜松市中区寺島町200番地
株式会社 河合楽器製作所
代表取締役社長　河　合　弘　隆

第88期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第88期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月24日（水曜日）午後５時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年６月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前９時）
2. **場　　所**　静岡県浜松市中区寺島町200番地　当社本社10号館
3. **目的事項**

報告事項

1. 第88期（自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第88期（自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役10名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

4. その他株主総会招集に関する事項

(1)代理人によるご出席の場合は、議決権を有する当社の株主１名様を代理人にご指定ください。なお、代理権を証する書面を株主総会開会前にご提出ください。

(2)議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の３日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知ください。

(3)本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kawai.co.jp/ir/sokai/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、添付書類に記載したもののほか、当社ウェブサイトに掲載いたしました連結注記表および個別注記表を含んでおります。

以　上

（お願い） 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

（お知らせ） 添付書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kawai.co.jp）に掲載させていただきます。

添付書類

事　業　報　告

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策を背景に景気は緩やかな回復基調が続きましたが、個人消費については消費税増税の影響により低調に推移しました。また、世界経済については、米国では個人消費の増加や雇用情勢の改善など回復傾向が続きましたが、中国をはじめとする新興国での成長鈍化や欧州経済の低迷など先行き不透明な状況で推移しました。

このような経営環境のもと、当社グループは「グローバルブランドを確立する」、「音楽文化の普及に貢献する」、「お客様や株主の皆様からの高い信頼を得る」、「収益性を高め継続的な発展を目指す」を長期ビジョンとした「第４次中期経営計画」（平成25年４月～平成28年３月）の遂行に取り組んでまいりました。

同計画の２年目にあたる当連結会計年度は、グローバルブランドの確立に向け、最高級グランドピアノ『Shigeru Kawai』を核に音楽系外部団体等との連携強化や国内外で著名アーティストの活動支援を行い、全世界へカワイブランドを発信することにより、企業価値の向上に努めました。販路・売上高の拡大に向けた取り組みとしては、電子ピアノの木製鍵盤搭載モデル『ＣＡシリーズ』や主力モデルの『ＣＮシリーズ』などをモデルチェンジするとともに、ロシアに販売会社を設立し、米国ヒューストンには初の直営小売店を開設しました。また、前期末に子会社化した株式会社全音楽譜出版社との相乗効果の具現化を進めました。さらに、直営店カワイ札幌の移転・リニューアルや音楽教室のスクラップ＆ビルドを実施し、また金属事業における生産能力拡大のための新ラインの増設を行うなど、今後の成長に向けた設備投資にも力を入れてまいりました。

その結果、海外の楽器販売の増加や円安による為替影響、金属事業や情報関連事業での売上増加なども加わり、当社グループの売上高は 66,342百万円（前年度比 5,955百万円 9.9％増）となりました。このうち国内売上高は 44,769百万円（前年度比 3,698百万円 9.0％増）で、海外売上高は 21,572百万円（前年度比 2,256百万円 11.7％増）でありました。

利益につきましては、上記売上高の増加はありましたが、国内での消費税増税の影響による楽器販売の減少や円安による仕入原価の上昇などにより、営業利益は 1,556百万円（前年度比 355百万円減益）、経常利益は 1,940百万円（前年度比 577百万円減益）、当期純利益は 1,054百万円（前年度比 493百万円減益）となりました。

また、総資産は 45,205百万円（前年度比 587百万円増）、有利子負債は 4,894百万円（前年度比 529百万円減）となりました。

事業の種類別セグメントの状況は以下のとおりであります。

＜楽 器 事 業＞

当セグメントは、国内では『Shigeru Kawai』を中心としたピアノの拡販に注力するとともに、電子ピアノの新製品投入を行いましたが、消費税増税の影響により消費マインドの冷え込みや低価格志向が進み、高額商品を中心に販売が減少しました。

一方海外では、販売プロモーション活動の強化や、アップライトピアノの新モデル『Ｋシリーズ』の拡販に注力し、また電子ピアノのモデルチェンジなどを行ったことにより各地域で販売を伸ばしました。

この結果、売上高は為替影響もあり34,962百万円（前年度比 5,055百万円 16.9％増）となりましたが、国内のピアノ販売の減少や円安進行による仕入原価の上昇などにより 41百万円の営業損失（前年度比 285百万円減益）となりました。

＜教育関連事業＞

当セグメントは、生徒数拡大に向け人口増加エリアに教室を新設するとともに、教室運営の効率化に取り組みましたが、生徒数の減少により、売上高は 16,633百万円(前年度比 394百万円 2.3％減)となり、営業利益は 875百万円（前年度比330百万円減益）となりました。

＜素材加工事業＞

当セグメントは、電子電気部品の金属材料加工、銑鉄鋳物の製造販売、自動車関連部品の材料加工、防音室・音響部材の生産販売等が主な内容です。当年度は金属事業におけるCVT（無段変速機）関連部品や半導体関連部品の受注増加などにより、売上高は 11,290百万円(前年度比 1,007百万円 9.8％増)となり、営業利益は 737百万円（前年度比 100百万円増益）となりました。

＜情報関連事業＞

当セグメントは、ＩＴ機器の販売・保守およびコンピュータソフトウェアの販売等が主な内容です。当年度はＩＴ機器の医療機関向け販売の増加により、売上高は 3,243百万円（前年度比 291百万円 9.9％増）となり、営業利益は 73百万円（前年度比 78百万円増益）となりました。

＜その他＞

その他の事業は、金融関連事業、保険代理店等の事業で構成されており、当年

度の売上高は 211百万円（前年度比 5百万円 2.3%減）となり、営業損失は 23百万円（前年度比 1百万円悪化）となりました。

事業セグメント別売上高

区　分	第87期 (25.4～26.3)		第88期 (当連結会計年度) (26.4～27.3)		前年度比増減額 (△は減) (百万円)	前年度比増減率 (△は減) (%)
	売上高(百万円)	構成比(%)	売上高(百万円)	構成比(%)		
楽器事業	29,907	49.5	34,962	52.7	5,055	16.9
教育関連事業	17,027	28.2	16,633	25.1	△ 394	△ 2.3
素材加工事業	10,283	17.0	11,290	17.0	1,007	9.8
情報関連事業	2,952	4.9	3,243	4.9	291	9.9
その他	216	0.4	211	0.3	△ 5	△ 2.3
合計	60,387	100.0	66,342	100.0	5,955	9.9

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は2,076百万円であります。その内訳は生産関係設備に対する投資が1,429百万円、営業関係設備に対する投資が646百万円であります。

(3) 資金調達の状況

上記の設備投資に必要な資金については、自己資金および金融機関からの借入によりまかなっております。

(4) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、国内では消費税増税の影響が一巡し、政府の景気対策や企業収益の改善により個人消費は緩やかに回復していくことが期待されますが、海外では欧州経済の停滞や中国をはじめとする新興国の成長鈍化が懸念され、予断を許さない状況が続くものと思われます。

こうした中、当社グループは「第４次中期経営計画」の最終年度として、同計画に掲げる成長戦略と構造改革の着実な遂行を通じ、収益力の強化と企業価値の向上を推し進めてまいります。

楽器事業については、国内販売では最高級グランドピアノ『Shigeru Kawai』を軸とした高付加価値商品の販売拡大を図るため、仙台、大宮、横浜、京都、広島、大宰府など中核都市店舗の移転やリニューアルを進め、さらに国内営業体制を刷新して当社の直営販売の強みを活かし教室・販売・アフターサービスを一体化したユニット体制を敷き、収益力の強化に取り組みます。海外販売では、新たに設立したカワイピアノ・ロシアや、米国ヒューストンの直営店展開、新興国をはじめ新たな販売網の構築に力を入れるとともに、新製品ピアノの投入や新興国向け

戦略モデルの販売強化、また全世界での電子ピアノの拡販に注力してカワイブランドの浸透を推し進めてまいります。

教育関連事業については、音楽教室では『Shigeru Kawai』を使用した質の高いレッスンや、「子どもピアノコース」の拡充を図り収益力の向上に取り組んでまいります。また長期的な事業の成長のために、東南アジアでの音楽教室の展開や業務提携した学研グループとの協業にも力を入れてまいります。体育教室では、心とからだの調和を図り、健康で明るく活力に満ちた生活を目指すという理念のもと、幼稚園・保育園における年少向け教室の開設強化や、地方公共団体の指定管理者制度を活用した施設運営、介護予防教室の展開により、年少から高齢者までの健康づくりをサポートし、事業の拡大を図ってまいります。

素材加工事業においては、引き続き品質の向上・コスト削減を進め、顧客満足度向上により受注拡大に努めてまいります。

情報関連事業では、医療機関向けＩＴ関連機器の販売拡大や開発ソフトウエアの受注獲得に向け、積極的な提案営業活動に取り組んでまいります。

これらの施策を実施することにより安定的な利益を確保し、着実な成長と企業価値の向上を図ってまいる所存であります。

株主の皆様には、引き続き一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況

区分＼期別	第85期 (23.4～24.3)	第86期 (24.4～25.3)	第87期 (25.4～26.3)	第88期 (当連結会計年度) (26.4～27.3)
売上高（百万円）	58,058	54,740	60,387	66,342
経常利益（百万円）	2,500	1,694	2,517	1,940
当期純利益（百万円）	1,608	943	1,547	1,054
1株当たり当期純利益（円）	18.81	11.06	18.28	125.62
総資産（百万円）	36,525	36,882	44,694	45,205
純資産（百万円）	14,758	16,032	17,062	18,281

(注)1. 1株当たり当期純利益は自己株式を除いた期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は平成26年10月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株の割合で株式併合を実施しており、当期の1株当たり当期純利益は、当該株式併合が当期期首にあったものと仮定して算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
カワイアメリカコーポレーション	28,000 千US$	100.0%	米国における楽器の卸販売
カワイヨーロッパGmbH	7,358 千Eur	100.0	欧州における楽器の卸販売
PT.カワイインドネシア	10,600 千US$	100.0	楽器および楽器部品の製造
カワイ精密金属株式会社	200,000 千円	100.0	精密異形圧延技術による各種金属の加工および販売

(注) PT.カワイインドネシアの出資比率は、子会社の出資分を含めた比率であります。

(7) 主要な事業内容

事業部門	主な事業内容
楽器事業	楽器（ピアノ、電子楽器等）の製造仕入・販売、楽器の調律・修理
教育関連事業	音楽教室および体育教室の運営、楽譜および音楽教育用ソフトの制作・販売
素材加工事業	電子電気部品用金属材料の加工、銑鉄鋳物の製造・販売、自動車部品用材料の加工、防音室および音響部材の製造・販売
情報関連事業	ＩＴ機器の販売・保守、コンピュータソフトウェアの開発・販売

(8) 主要な営業所および工場

①当社の主要な営業所および工場

名称	所在地
本社	浜松市中区
関東支社	東京都渋谷区
中部支社	名古屋市中区
関西支社	大阪市中央区
竜洋工場	静岡県磐田市

②主要な子会社の事業所

＜販売会社＞

名称	所在地
カワイアメリカコーポレーション	アメリカ
カワイヨーロッパ GmbH	ドイツ
河合貿易（上海）有限公司	中国

＜生産会社＞

名称	所在地
PT. カワイインドネシア	インドネシア
上海カワイ電子有限公司	中国
カワイ精密金属株式会社	浜松市北区および長野県松本市

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,895名	22名減

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,374名	40名減	46.7歳	24.1年

（注） 上記の他に出向者 220名（前事業年度末比 7名減）および臨時従業員 231名（前事業年度末比13名増）がおります。

(10) 主要な借入先

借入先名	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	931百万円
株式会社静岡銀行	754
三井住友信託銀行株式会社	731
株式会社三井住友銀行	716

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 34,200,000株

(2) 発行済株式の総数 8,465,655株（自己株式 95,405株を除く）

(3) 株主数 6,360名

(4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
ＣＢＨＫ－ＫＳＤ－ＷＯＯＲＩ	831千株	9.8%
株式会社河合社団	477	5.6
ＨＳＢＣ ＢＲＯＫＩＮＧ ＳＥＣ.（ＡＳＩＡ）	371	4.3
カワイ従業員持株会	275	3.2
東京海上日動火災保険株式会社	275	3.2
明治安田生命保険相互会社	270	3.1
河合楽器取引先持株会	227	2.6
共栄火災海上保険株式会社	225	2.6
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエーエヌブイ １０	222	2.6
株式会社静岡銀行	204	2.4

（注） 持株比率については自己株式（95,405株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	河合弘隆	一般財団法人カワイサウンド技術・音楽振興財団　代表理事
		カワイ精密金属株式会社　取締役
		株式会社河合社団　監査役
取締役	佐野良夫	副社長執行役員・総務人事部長
		カワイ精密金属株式会社　取締役
取締役	村上二郎	専務執行役員・楽器製造本部長
		PT.カワイインドネシア　取締役
取締役	金子和裕	専務執行役員・総合企画部長兼経理財務部長
取締役	日下昌和	常務執行役員・国内営業本部長
取締役	西尾正由紀	上席執行役員・海外統括部長
		カワイヨーロッパGmbH　取締役
		カワイアメリカコーポレーション　取締役
取締役	伊藤照幸	上席執行役員・国内営業本部音楽教育部長
取締役	片桐一成	片桐一成法律事務所　代表
監査役(常勤)	小倉克夫	PT.カワイインドネシア　コミサリス(監査役)
監査役(常勤)	鈴木秀一	カワイ精密金属株式会社　監査役
監査役	都築知也	都築知也税理士事務所　代表
監査役	田畑隆久	田畑公認会計士事務所　代表

(注) 1. 取締役 片桐一成氏は社外取締役であります。
2. 監査役 都築知也氏および田畑隆久氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 片桐一成氏、監査役 都築知也氏および田畑隆久氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 都築知也氏は税理士の資格を有し、各地の税務署長を歴任され、監査役 田畑隆久氏は公認会計士の資格を有し、ともに財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 伊藤照幸氏、平成26年６月26日開催の第87期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
6. 監査役 小倉克夫氏は、平成26年６月26日開催の第87期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任し、同総会において新たに選任され、監査役に就任いたしました。
7. 取締役 稲垣誠氏は、平成26年６月26日開催の第87期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
8. 監査役 河崎哲男氏は、平成26年６月26日開催の第87期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支　給　額	摘　　要
取　締　役	10名	157,141千円	(うち社外取締役 1名　5,925千円)
監　査　役	5名	37,950千円	(うち社外監査役 2名 13,680千円)
合　　計	15名	195,091千円	

(注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の人数には、平成26年６月26日開催の第87期定時株主総会終結の時をもって退任した３名（取締役２名、監査役１名）を含んでおります。
3. 平成元年６月29日開催の第62期定時株主総会において、取締役の報酬額は、月額2,000万円以内（ただし、使用人分給与を含まない）、監査役については月額400万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

②特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

	取締役会	監査役会	主な活動状況
取締役　片桐一成	9回中9回 (100%)	―	弁護士としての経験と専門的見地から適宜意見を述べ、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　都築知也	9回中9回 (100%)	11回中11回 (100%)	税理士としての専門的見地から、取締役会において適宜意見を述べ取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに、監査役会において監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役　田畑隆久	9回中9回 (100%)	11回中11回 (100%)	公認会計士としての専門的見地から、取締役会において適宜意見を述べ取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに、監査役会において監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

5. 会計監査人の状況

(1) 名　称　　明治監査法人

(2) 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	37,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社では、会計監査人の独立性および監査体制その他の職務の実施に関する体制を考慮し、監査役と十分な連携をとりつつ、会計監査人の解任または不再任の決定を行う方針であります。監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを決定いたします。また会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

(5) 当社子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち、カワイアメリカコーポレーション、カワイヨーロッパGmbH、PT.カワイインドネシアは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、法令の改正に伴い内容の一部を改訂の上、取締役会にて決議しております。その概要は以下のとおりであります。

イ．取締役、当社子会社の取締役等および従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社は、株主の皆様や国内外の顧客、取引先、地域社会、従業員等の当社ステークホルダーに対する企業価値の向上が経営の基本と考え、その実現

に向け、当社グループの担っている社会的責任を自覚し、日常の業務遂行において、法令等の遵守のみならず、社会的規範に則った行動を目指し、コンプライアンス重視の企業風土を醸成すべく、当社グループの全役員および従業員等が遵守すべき事項を定めた「カワイ倫理規範」、「倫理行動規準」を制定、施行しております。この規範等の徹底を図るため、「コンプライアンス規程」および関連規程類を整備するとともに、社外の有識者を加えた「企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な事項の審議および社内への教育・啓蒙を行っております。

(b) 当社グループ全体のコンプライアンスに関わる相談・通報システムとして、社内通報制度を構築し、その展開に努めております。

(c) 内部監査部門では、当社グループ全体のコンプライアンス面での社内周知の徹底状況等の監査を行っております。

(d) 株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示により経営の透明性を高めるよう努めております。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文書の保存および管理については、「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」および関連規程類を整備し、その対象、保存すべき期間等を明確化するとともに、必要に応じてその運用状況の検証、規程類の見直しを進めております。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 当社は、当社グループ全体としての総合的、包括的リスクの評価、管理を行うため、「リスクマネジメント基本規程」を制定、施行するとともに、当社取締役を責任者とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、その傘下に部門横断的分野別の防災、安全衛生、コンプライアンス、環境問題、情報セキュリティ等の各委員会を設置しております。

(b) 「リスクマネジメント委員会」においては、関連する規程類の整備および運用状況の確認、要員へのリスクを想定した訓練、研修カリキュラム等を企画実行するとともに、全社リスク管理状況を定期的に取締役会に報告するものとしております。

(c) 不測の事態が発生した場合には、当社取締役を責任者とする「緊急対策本部」をただちに設置し、迅速な対応と損害の拡大を防止する体制を整備することとしております。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 当社では、執行役員制度を採用することにより、取締役を少人数に留め、取締役会における意思決定を迅速化させるとともに、「執行役員規程」等に基づき、執行役員に業務執行権限を委譲し、執行責任を明確にする体制を

とっております。

(b) 当社は、変化の激しい経営環境に対応するため、取締役会を定期的に開催するほか、適宜臨時に開催し、法令・定款で定められた事項、その他当社グループ全体の経営戦略、中長期の経営方針等の重要事項の決定および経営計画の遂行状況、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

(c) 取締役会における審議内容の充実と効率性の向上を図るため、経営テーマに応じて経営会議を設置し、集中的に審議する体制を整えております。

ホ．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(a) 当社グループにおける業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を整備し、各子会社に対しては、当社としての担当役員および管掌部門を置き、子会社における経営状況等の総括的管理を行う体制をとっております。

(b) 当社グループ会社の業務の責任者は、定期的に業務の執行状況を当社に報告するものとしております。

(c) 内部監査部門は、当社規程に基づき、各子会社における業務執行状況、当社との取引状況等を評価、監査するものとしております。

ヘ．監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合には、当社は必要に応じて監査役の職務の補助をなす従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容については、監査の実効性の確保に十分考慮して検討いたします。

なお、本年５月末日現在におきましては、監査役会はその職務を補助すべき従業員を置くことについては求めておりません。

ト．監査役がその職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

(a) 監査役の職務を補助すべき従業員の任命、異動等の人事については、監査役会の同意の上で行うものといたします。

(b) 監査役の職務の補助をなす従業員は、常勤監査役の指揮命令下に入るものといたします。

チ．取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(a) 当社取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員あるいはこれらの者から報告を受けた者が、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに当社監査役に報告するものとしております。

(b) 監査役は、必要に応じ、経営会議等重要な会議に出席し、取締役および従業員から報告を受け、また議事録、稟議書等重要な文書の閲覧を行うことができるものとしております。

(c) 上記(a)を報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員、従業員等へ周知徹底しております。

リ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 当社は、監査役に対し、当社取締役および当社会計監査人とそれぞれ必要に応じ、十分な意見交換を行う機会を設けることにより、監査役監査の実効性を高めることに努めてまいります。

(b) 内部監査部門は、監査役と十分な連携を保ち、当社監査体制と内部統制システム体制との調整を図り、監査役監査の実効性を高めることに努めてまいります。

(c) 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとしております。

ヌ．反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応することとし、「倫理行動基準」において反社会的勢力とのかかわりを一切持たないことを定め、反社会的勢力の排除に向けて全社的に取り組むこととしております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、平成18年６月29日開催の第79期定時株主総会において、剰余金の配当等の決定については、株主総会の決議とともに取締役会の決議によっても行うことができる旨（当社定款第41条）の決議をいただいておりますが、期末配当金につきましては、定時株主総会の決議により決定することとしております。

また、剰余金の配当方針としましては、各事業年度の業績とともに今後の経営環境ならびに事業展開を考慮し、経営基盤の安定化に向けた内部留保を確保しつつ、株主各位への安定的な剰余金の配当を行うことを基本方針とし、連結配当性向20％以上を目標としております。また、当社は中間配当制度を設けておりますが、現在は期末配当のみを行うこととしております。

この配当方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては１株につき45円00銭とさせていただきたく、平成27年６月25日開催予定の第88期定時株主総会において付議させていただきます。

(3) 会社の支配に関する基本方針

イ．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者（以下「方針決定を支配する者」といいます。）の在り方について、基本的には、株主の皆様の自由な判断に基づいた当社株式の自由な取引を通じて決定されるべきものであると考えており、上場企業として多様な投資家の皆様に当社の株主となっていただき、また、その様々なご意見を当社の財務および事業の方針の決定に反映させることが望ましいと考えております。

昨今のわが国の資本市場においては、経営陣の同意なく、会社支配権の取得を意図して株式を大量に買付けようとする事例も少なくありません。このような買付けの中には、当社および当社グループの顧客、取引先、地域社会、従業員等ステークホルダーの利益を著しく損なう蓋然性の高いものや、株主の皆様に十分な判断の時間や判断の材料を与えないものなど、当社の企業価値および株主共同の利益に照らして望ましくない買付けが行われることも予想される状況にあります。

当社は、このような当社の企業価値および株主共同の利益に照らして望ましくない買付けを行おうとする者に対して、方針決定を支配する者となる機会を与えることは、株主の皆様からの様々な意見を当社の財務および事業の方針の決定に反映させるためには望ましくないものと考えております。

また、当社事業の主軸は音楽・教育分野にあり、これら事業は単にハードやソフトを提供することにとどまるものではなく、文化に深く関わる事業であると考えております。このような事業の運営においては、経済的側面のみならず文化的側面も視野に入れたバランスのとれた経営姿勢が不可欠であると考えております。かかる観点から、方針決定を支配する者においては、このような経営姿勢についても、十分にご理解をいただけることが望ましいと考えております。

ロ．基本方針に関する取組み

(a) 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、以下のような取組みを鋭意実行することが、当社の企業価値および株主共同の利益を向上させることとなり、さらなる多様な投資家の皆様からの当社への投資を促進させ、結果として、上記イ．の基本方針の実現に資するものであると考えております。

（ｉ） 当社は、平成28年３月までの３ヵ年を対象期間とする「第４次中期経営計画」を平成25年４月１日より遂行中であります。「第４次中期経営計画」では、事業の選択と集中を行い堅実な成長と利益の確保を図ることを基本方針に、構造変革による収益力のある成長企業を目指すとともに、

国内楽器事業で培った三位一体体制のグローバルな展開に取り組んでおります。

（ⅱ） 当社は適切な組織体制の構築のために、以下の取組みを行っております。

当社は、意思決定の迅速化と経営陣の責任の明確化のために、執行役員制度を採用して業務執行と監督の分離に取り組むとともに、取締役の任期を１年として、ガバナンス体制の強化を図っております。

また当社は、独立性の高い社外取締役および社外監査役を選任し、取締役の業務執行の監督、監査に当たらせております。加えて、平成27年６月からは社外取締役を１名増員して２名とすることによりさらなるガバナンスの強化を図ってまいります。

（ⅲ） 上記のほかにも、機関投資家や証券アナリストへの説明会の開催、個人投資家向けのIR活動の推進により株主の皆様との長期安定的な信頼関係の構築に努めてまいります。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らし不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成19年６月28日開催の第80期定時株主総会における株主の皆様のご承認により当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を導入し、平成25年６月27日開催の第86期定時株主総会における株主の皆様のご承認により内容を一部改定のうえ、新たな対応方針として更新しております。

ハ．当社の取組みが、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

(a) ロ．(a) の取組みについて

「第４次中期経営計画」に掲げました施策に関する当社の取組みは、究極的にはステークホルダー全体の利益を実現するための施策として当社経営陣に課せられた課題であると考えておりますので、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位を維持することを目的とするものでもありません。

執行役員制度、取締役の１年任期制、社外取締役の増員、社外監査役による取締役の業務執行監査については、いずれも適正な業務執行を担保するために導入したものであり、株主共同の利益を害することにはなりませんし、また当社の会社役員の地位を維持するためのものでもありません。

機関投資家や証券アナリストへの説明会の開催、個人投資家向けのIR活動の推進についても、株主共同の利益を害するものではなく、投資家の皆様の判断に資することを目的として行おうとするものですので、当社の会

社役員の地位を維持するものでもないと考えております。

(b) ロ．(b) の取組みについて

本プランは、以下のような点から、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないものと考えております。

（ⅰ） 本プランの内容は、大規模買付者に対して事前に大規模買付情報の提供、および大規模買付行為の是非を判断する時間を確保することを求めることによって、大規模買付者の提案に応じるか否かについて株主の皆様の適切な判断を可能とするものです。したがって、株主共同の利益を害するものではなく、基本方針に沿う内容となっております。

（ⅱ） 本プランにおいて、対抗措置が発動される場合としては、大規模買付者が予め定められた大規模買付ルールを遵守しない場合や、当社企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定しております。このように、対抗措置の発動は当社の企業価値および株主共同の利益に適うか否かという観点から決定することとしておりますので、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的としないものとしております。

（ⅲ） 本プランにおいては、独立性の高い社外者を構成員とした独立委員会を設置し、対抗措置の発動を当社取締役会が判断するにあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。また、当社取締役会において、必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができるものとしております。このように、対抗措置を発動できる場合か否かの判断について、当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みを備える内容となっており、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないといえます。

本プランは、更新後３年毎に、本プランの期間更新または廃止について、定時株主総会の議案として上程し、株主の皆様に対して本プランの継続の是非をお諮りすることとしております。また、取締役の任期を１年としていることを前提として、毎年、定時株主総会における取締役の選任議案に各取締役候補者の本プランに関する賛否を記載するとともに、定時株主総会後、最初に開催される取締役会において、株主の皆様より選任された取締役が本プランの継続または廃止の決議を行い、決議結果を速やかに株主および投資家の皆様へ開示することとしております。

このように、本プランの継続については、株主の皆様の意思が直接反映されるよう努めており、株主共同の利益を害することのないよう、また、当社の会社役員の地位の維持につながることのないよう努めております。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

平成27年３月31日現在

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	24,992,028	**流動負債**	12,868,121
現金及び預金	7,993,298	支払手形及び買掛金	4,576,596
受取手形及び売掛金	7,056,959	短期借入金	2,709,012
商品及び製品	4,752,741	未払金	2,010,392
仕掛品	1,321,321	未払法人税等	329,683
原材料及び貯蔵品	1,870,456	未払事業所税	46,252
繰延税金資産	565,365	賞与引当金	843,026
未収入金	808,202	製品保証引当金	70,789
前払費用	464,945	その他	2,282,367
その他	346,668		
貸倒引当金	△187,929		
固定資産	20,213,508	**固定負債**	14,055,570
有形固定資産	15,545,968	長期借入金	2,185,642
建物及び構築物	5,428,535	リース債務	94,262
機械装置及び運搬具	2,744,693	繰延税金負債	84,414
土地	6,456,087	環境対策引当金	44,158
リース資産	144,276	退職給付に係る負債	10,667,958
建設仮勘定	78,772	資産除去債務	651,393
その他	693,602	その他	327,740
無形固定資産	1,337,114		
のれん	427,203	**負債合計**	26,923,692
その他	909,911	**純資産の部**	
投資その他の資産	3,330,426	**株主資本**	18,200,637
投資有価証券	1,357,723	資本金	6,609,762
繰延税金資産	423,916	資本剰余金	744,565
その他	1,751,589	利益剰余金	11,484,295
貸倒引当金	△202,803	自己株式	△637,984
		その他の包括利益累計額	36,199
		その他有価証券評価差額金	342,696
		為替換算調整勘定	1,162,046
		退職給付に係る調整累計額	△1,468,542
		少数株主持分	45,007
		純資産合計	18,281,845
資産合計	45,205,537	**負債及び純資産合計**	45,205,537

連結損益計算書

自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		66,342,396
売上原価		50,470,801
売上総利益		15,871,595
販売費及び一般管理費		14,315,563
営業利益		1,556,032
営業外収益		
受取利息及び配当金	57,545	
持分法による投資利益	24,112	
為替差益	445,629	
その他	188,485	715,772
営業外費用		
支払利息	51,720	
その他	279,771	331,491
経常利益		1,940,313
特別利益		
受取補償金	46,683	
その他	687	47,370
特別損失		
固定資産除却損	37,509	37,509
税金等調整前当期純利益		1,950,173
法人税、住民税及び事業税	729,269	
法人税等調整額	163,062	892,332
少数株主損益調整前当期純利益		1,057,841
少数株主利益	3,062	3,062
当期純利益		1,054,778

連結株主資本等変動計算書

自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年４月１日残高	6,609,762	744,565	10,888,094	△159,387	18,083,033
会計方針の変更による累積的影響額			△77,605		△77,605
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,609,762	744,565	10,810,488	△159,387	18,005,428
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△380,971		△380,971
当期純利益			1,054,778		1,054,778
自己株式の取得				△478,597	△478,597
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	673,806	△478,597	195,209
平成27年３月31日残高	6,609,762	744,565	11,484,295	△637,984	18,200,637

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成26年４月１日残高	251,310	358,134	△1,667,467	△1,058,022	37,059	17,062,070
会計方針の変更による累積的影響額				－		△77,605
会計方針の変更を反映した当期首残高	251,310	358,134	△1,667,467	△1,058,022	37,059	16,984,464
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				－		△380,971
当期純利益				－		1,054,778
自己株式の取得				－		△478,597
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	91,386	803,911	198,924	1,094,222	7,948	1,102,171
連結会計年度中の変動額合計	91,386	803,911	198,924	1,094,222	7,948	1,297,380
平成27年３月31日残高	342,696	1,162,046	△1,468,542	36,199	45,007	18,281,845

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成27年５月24日

株式会社　河合楽器製作所

取　締　役　会　御　中

明　治　監　査　法　人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	堀　江　清　久	㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	塚　越　継　弘	㊞
業務執行社員	公認会計士	片　岡　　誠	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社河合楽器製作所の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社河合楽器製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書（謄本）

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第88期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人明治監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月25日

株式会社　河合楽器製作所　監査役会

常勤監査役　小倉　克夫　㊞

常勤監査役　鈴木　秀一　㊞

社外監査役　都築　知也　㊞

社外監査役　田畑　隆久　㊞

貸　借　対　照　表

平成27年３月31日現在

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**13,447,179**	**流動負債**	**11,221,724**
現金及び預金	2,393,779	支払手形	988,031
受取手形	429,621	買掛金	2,536,755
売掛金	4,209,901	短期借入金	3,467,000
商品及び製品	1,724,077	1年内返済予定長期借入金	563,737
仕掛品	716,215	未払金	1,593,377
原材料及び貯蔵品	778,401	未払法人税等	165,545
前渡金	31,234	未払事業所税	32,950
前払費用	300,724	未払消費税等	197,301
繰延税金資産	255,180	未払費用	487,459
短期貸付金	234,051	前受金	90,594
未収入金	2,297,009	前受収益	53,627
その他	126,983	預り金	177,389
貸倒引当金	△50,000	賞与引当金	657,950
固定資産	**20,242,418**	資産除去債務	6,925
有形固定資産	**9,731,619**	設備購入支払手形	12,055
建物	2,989,016	設備購入未払金	121,260
構築物	138,890	リース債務	54,764
機械及び装置	506,752	その他	15,000
車両運搬具	7,787	**固定負債**	**11,125,195**
工具器具備品	381,152	長期借入金	2,095,230
土地	5,499,501	リース債務	90,256
リース資産	137,671	退職給付引当金	8,003,786
建設仮勘定	70,848	環境対策引当金	35,733
無形固定資産	**621,754**	資産除去債務	651,393
借地権	27,000	預り保証金	213,816
電話加入権	72,151	その他	34,979
ソフトウェア	168,774		
その他	353,828	**負債合計**	**22,346,920**
投資その他の資産	**9,889,043**	**純資産の部**	
投資有価証券	659,257	**株主資本**	**11,056,445**
関係会社株式	5,236,469	**資本金**	**6,609,762**
関係会社出資金	1,303,973	**資本剰余金**	**744,565**
長期貸付金	596,255	資本準備金	744,565
破産更生債権等	14,074	**利益剰余金**	**4,340,103**
長期前払費用	10,681	利益準備金	264,411
繰延税金資産	646,599	その他利益剰余金	4,075,691
敷金	1,315,985	固定資産圧縮積立金	17,736
その他	124,746	繰越利益剰余金	4,057,954
貸倒引当金	△19,000	**自己株式**	**△637,984**
		評価・換算差額等	**286,231**
		その他有価証券評価差額金	**286,231**
		純資産合計	**11,342,677**
資産合計	**33,689,597**	**負債及び純資産合計**	**33,689,597**

損　益　計　算　書

自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		49,059,003
売上原価		40,188,617
売上総利益		8,870,386
販売費及び一般管理費		9,465,405
営業損失		595,019
営業外収益		
受取利息及び配当金	788,131	
為替差益	564,989	
その他	248,576	1,601,696
営業外費用		
支払利息	59,110	
その他	156,965	216,076
経常利益		790,601
特別利益		
固定資産売却益	9	
受取補償金	46,683	46,692
特別損失		
固定資産除却損	20,235	20,235
税引前当期純利益		817,058
法人税、住民税及び事業税	90,752	
法人税等調整額	△36,329	54,422
当期純利益		762,635

株主資本等変動計算書

自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
平成26年４月１日残高	6,609,762	744,565	744,565	226,314	19,985	3,778,899	4,025,200
会計方針の変更による累積的影響額			－			△66,760	△66,760
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,609,762	744,565	744,565	226,314	19,985	3,712,139	3,958,439
事業年度中の変動額							
剰余金の配当			－			△380,971	△380,971
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立			－	38,097		△38,097	－
固定資産圧縮積立金の取崩			－		△2,249	2,249	－
当期純利益			－			762,635	762,635
自己株式の取得			－			－	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			－			－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	38,097	△2,249	345,815	381,663
平成27年３月31日残高	6,609,762	744,565	744,565	264,411	17,736	4,057,954	4,340,103

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成26年４月１日残高	△159,387	11,220,140	214,955	11,435,095
会計方針の変更による累積的影響額		△66,760		△66,760
会計方針の変更を反映した当期首残高	△159,387	11,153,379	214,955	11,368,334
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△380,971		△380,971
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立		－		－
固定資産圧縮積立金の取崩		－		－
当期純利益		762,635		762,635
自己株式の取得	△478,597	△478,597		△478,597
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）		－	71,275	71,275
事業年度中の変動額合計	△478,597	△96,933	71,275	△25,657
平成27年３月31日残高	△637,984	11,056,445	286,231	11,342,677

計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成27年５月24日

株式会社　河合楽器製作所
　取　締　役　会　御　中

明　治　監　査　法　人

代　表　社　員 業務執行社員	公認会計士	堀　江　清　久	㊞
代　表　社　員 業務執行社員	公認会計士	塚　越　継　弘	㊞
業務執行社員	公認会計士	片　岡　　誠	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社河合楽器製作所の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書（謄本）

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人明治監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月25日

株式会社　河合楽器製作所　監査役会

常勤監査役　　小倉　克夫　　㊞

常勤監査役　　鈴木　秀一　　㊞

社外監査役　　都築　知也　　㊞

社外監査役　　田畑　隆久　　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は、各事業年度の業績とともに今後の経営環境ならびに事業展開を考慮し、経営基盤の安定化に向けた内部留保を確保しつつ、株主各位への安定的な剰余金の配当を行うことを基本方針とし、現在は原則として期末配当のみを行うこととしております。

当事業年度の期末配当金につきましては株主各位の日頃のご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその額

当社普通株式１株につき金45円00銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は380,954,475円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月26日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役10名選任の件

現任取締役全員８名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、コーポレートガバナンス体制強化のための社外取締役１名増員を含め、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者全員は、第86期定時株主総会の決議により更新いたしました当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）に賛成する旨を表明しております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	河合弘隆（かわいひろたか） （昭和22年６月27日生）	昭和51年１月　当社入社 昭和54年８月　当社取締役 昭和58年８月　当社常務取締役 昭和60年８月　当社代表取締役専務 昭和62年６月　当社代表取締役副社長 平成元年10月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 一般財団法人カワイサウンド技術・音楽振興財団 代表理事 カワイ精密金属株式会社 取締役 株式会社河合社団 監査役	株 113,700

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	佐野 良夫（さの よしお） （昭和24年12月12日生）	昭和40年４月　当社入社 平成14年６月　株式会社カワイハイパーウッド 代表取締役社長 平成16年８月　当社塗装事業部長 平成19年６月　当社執行役員 平成21年６月　当社取締役（現任） 当社上席執行役員 当社総務人事部長（現任） 平成23年６月　当社副社長執行役員（現任） （重要な兼職の状況） カワイ精密金属株式会社　取締役	株 11,900
3	金子 和裕（かねこ かずひろ） （昭和28年11月10日生）	昭和53年４月　当社入社 平成元年４月　株式会社浜名湖国際頭脳センター出向 平成21年２月　当社秘書室長 平成22年５月　当社総合企画部長（現任） 平成23年６月　当社取締役（現任） 当社上席執行役員 平成25年４月　当社経理財務部長 ６月　当社常務執行役員 平成26年６月　当社専務執行役員（現任）	株 5,000
4	村上 二郎（むらかみ じろう） （昭和24年５月26日生）	昭和53年４月　当社入社 平成16年４月　当社電子楽器事業部長 平成17年６月　当社執行役員 平成23年４月　メルヘン楽器株式会社 代表取締役社長 ６月　当社取締役（現任） 当社上席執行役員 平成24年６月　当社常務執行役員 平成25年４月　当社楽器製造本部長（現任） ６月　当社専務執行役員（現任） （重要な兼職の状況） ＰＴ.カワイインドネシア　取締役	株 4,000
5	日下 昌和（くさか まさかず） （昭和28年11月12日生）	昭和51年３月　当社入社 平成16年４月　当社関東支社副支社長 平成20年２月　当社中部支社長 ６月　当社執行役員 平成21年２月　当社関東支社長 平成25年４月　当社国内営業本部長（現任） ６月　当社取締役（現任） 当社上席執行役員 平成26年６月　当社常務執行役員（現任）	株 2,900

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	西尾 正由紀（にしお まさゆき） （昭和28年12月24日生）	昭和52年４月　当社入社 平成17年２月　当社マーケティング戦略室長 平成18年２月　当社海外統括部営業部長 平成20年８月　当社執行役員 平成25年４月　当社海外統括部長（現任） ６月　当社取締役（現任） 当社上席執行役員（現任） （重要な兼職の状況） カワイアメリカコーポレーション　取締役 カワイヨーロッパＧｍｂＨ 取締役	株 3,300
7	伊藤 照幸（いとう てるゆき） （昭和28年９月１日生）	昭和53年４月　当社入社 平成16年４月　当社関東支社中関東営業部長 平成20年10月　当社国内営業本部音楽教育部長 平成22年２月　当社執行役員 平成26年６月　当社取締役(現任) 当社上席執行役員(現任) 平成27年４月　当社国内営業本部営業戦略部長（現任）	株 2,000
8 ＊	河合 健太郎（かわい けんたろう） （昭和52年６月１日生）	平成19年10月　当社入社 平成22年２月　当社経理財務部次長 平成23年８月　当社ピアノ事業部副事業部長 平成24年４月　当社ピアノ事業部長（現任） 当社執行役員（現任）	株 700
9 ＊	中村 捷二（なかむら しょうじ） （昭和17年１月26日生）	昭和39年４月　大阪瓦斯株式会社　入社 昭和44年３月　中部瓦斯株式会社　入社 昭和58年３月　同社取締役 平成２年３月　同社常務取締役 平成４年７月　同社代表取締役専務 平成５年３月　同社代表取締役副社長 平成６年３月　同社代表取締役社長 平成15年２月　株式会社サーラコーポレーション代表取締役会長（現任） 平成18年１月　サーラ住宅株式会社代表取締役会長（現任） 平成24年３月　中部瓦斯株式会社代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 中部瓦斯株式会社　代表取締役会長 株式会社サーラコーポレーション　代表取締役会長 サーラ住宅株式会社　代表取締役会長	株 2,000

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	片桐（かたぎり） 一成（いちせい） （昭和22年７月９日生）	昭和60年４月　弁護士登録 片桐一成法律事務所開設 平成22年６月　当社補欠監査役 平成24年６月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 片桐一成法律事務所　代表	株 400

（注）１．＊は新任候補者であります。
２．取締役候補者 河合弘隆氏は一般財団法人カワイサウンド技術・音楽振興財団の代表理事を兼ね、当社は同財団に対する寄付金の拠出ならびに建物の賃貸借等の取引関係があります。
３．社外取締役候補者 中村捷二氏は中部瓦斯株式会社の代表取締役会長を兼ね、当社は同社との間にガス供給契約を締結しガスの供給を受けておりますが、取引高は同社および当社の連結取引高に比して僅少であります。
その他の各取締役候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
４．社外取締役に関する事項は以下のとおりであります。
①取締役候補者 中村捷二氏および片桐一成氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は片桐一成氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、中村捷二氏を独立役員として指定し、届け出る予定であります。
②取締役候補者 中村捷二氏を社外取締役の候補者とした理由は、長年にわたって経営にたずさわってこられた経験や知見により、当社経営における意思決定の透明性、妥当性を確保するうえで貴重な助言、提言をいただけるものと判断いたしました。
③取締役候補者 片桐一成氏を社外取締役の候補者とした理由は、弁護士としての豊富な知見および高い見識を有され、専門的見地から当社経営に対し、有用な助言、監督をいただいており、引き続き適切な指導をいただくことを期待するためであります。なお、同氏は、これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
④取締役候補者 片桐一成氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって３年間となります。
⑤当社は社外取締役がその期待される役割を十分に発揮されるよう、会社法第427条第１項の規定に基づき、取締役候補者 片桐一成氏との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であり、当該責任限定が認められるのは、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られます。なお、本議案が承認可決された場合、中村捷二氏との間で上記責任限定契約を締結するとともに片桐一成氏との間でも引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役４名のうち鈴木秀一氏および田畑隆久氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	鈴木 秀一（すずき しゅういち） （昭和27年３月２日生）	昭和49年４月　当社入社 平成15年４月　当社金属事業部次長 平成18年８月　当社財務部副部長 平成18年12月　当社財務部長 平成21年２月　当社経理財部長 平成25年６月　当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） カワイ精密金属株式会社　監査役	株 1,800
2	田畑 隆久（たばた たかひさ） （昭和31年８月28日生）	昭和55年４月　株式会社東京會舘入社 昭和62年10月　太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入社 平成３年３月　公認会計士登録 平成５年６月　田畑公認会計士事務所開設 平成18年６月　当社補欠監査役 平成22年６月　当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 田畑公認会計士事務所　代表	株 800

（注）１．各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．監査役候補者 田畑隆久氏は社外監査役候補者であります。
なお、当社は田畑隆久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．監査役候補者 田畑隆久氏を社外監査役候補者とした理由は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての豊富な知見および高い見識を有され、それらを当社監査体制の強化に生かしていただくことが期待でき、社外監査役としての職務遂行が適切に遂行できるものと判断したためのものであります。なお、同氏の当社社外監査役在任期間は本総会終結の時をもって５年となります。
４．当社は会社法第427条第１項の規定に基づき、社外監査役候補者 田畑隆久氏との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であり、当該責任限定が認められるのは、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られます。なお、本議案が承認可決され、同氏が再選された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって社外監査役 都築知也氏が辞任されます。これにより会社法第329条第２項に基づき補欠監査役である中野好文氏が監査役に就任いたします。従いまして、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、第３号議案をご承認により就任予定の社外監査役 田畑隆久氏および中野好文氏の補欠の社外監査役を新たに選任したいと存じます。

また、会社法施行規則第96条第２項第６号により選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位 および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
加藤 治男（かとう はるお） （昭和29年３月３日生）	昭和48年３月　税務大学校名古屋研修所卒業 平成19年７月　高山税務署長 平成21年７月　名古屋国税局法人課税課長 平成22年７月　中川税務署長 平成23年７月　名古屋国税局課税第二部次長 平成25年７月　静岡税務署長 平成26年８月　税理士開業 （重要な兼職の状況） 加藤治男税理士事務所　所長	株 0

（注）１．補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．加藤治男氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
３．加藤治男氏を補欠監査役候補者とした理由は、各地の税務署長を歴任され、また税理士として税務および会計に関し豊富な知見および高い見識を有され、それらを当社監査体制の強化に活かしていただくことが期待でき、社外監査役としての職務遂行が適切に遂行できるものと判断したためであります。
４．加藤治男氏が社外監査役に就任した場合には、当社は会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第１項に定める最低限度額であり、当該責任限定が認められるのは、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときに限られます。また、当社は同氏を独立役員として指定し、株式会社東京証券取引所に届け出る予定であります。

以上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

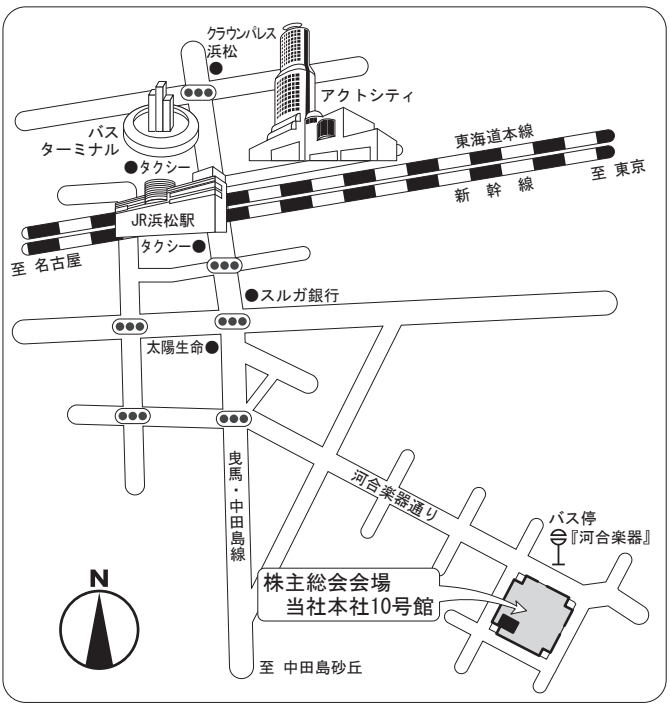

会　場　　静岡県浜松市中区寺島町200番地

当社本社 10号館

交　通　　ＪＲ浜松駅より　徒歩10分

遠鉄バス　遠州浜行　河合楽器下車

第88期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

株式会社 河合楽器製作所

連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(http://www.kawai.co.jp/ir/sokai/) に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

連 結 注 記 表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

連 結 子 会 社 の 数　　21社

主要な連結子会社の名称　　カワイアメリカコーポレーション
カワイヨーロッパGmbH
PT.カワイインドネシア
カワイ精密金属株式会社

当連結会計年度中に、カワイピアノ・ロシアを設立したことにより連結子会社数が増加いたしました。

②非連結子会社の状況

非 連 結 子 会 社 の 数　　３社

主要な非連結子会社の名称　　カワイUK Ltd.

非連結子会社につきましては、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用非連結子会社の数　３社

持分法適用非連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる子会社については、その子会社の直近の事業年度にかかる計算書類を使用しております。

また、当社には関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、カワイアメリカコーポレーションおよびその連結子会社、カワイヨーロッパGmbH、カワイオーストラリアPTY.Ltd.、PT.カワイインドネシア、PT.カワイミュージックインドネシア、河合貿易（上海）有限公司、河合楽器（寧波）有限公司、上海カワイ電子有限公司、ならびにカワイピアノ・ロシアの在外連結子会社11社の決算日は12月31日であります。

なお、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券	
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券	時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法
デリバティブ	原則として時価法
たな卸資産	主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） 但し、在外連結子会社は低価法

②固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 （リース資産を除く）	主として定率法 在外連結子会社は定額法 平成10年４月１日以降に取得した国内の建物（建物附属設備を除く）については定額法 （主な耐用年数） 建物及び構築物　2～50年 機械装置及び運搬具　2～16年
無形固定資産	定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（主として５年）に基づく定額法
リース資産 （所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れに備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備えて支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
製品保証引当金	ピアノおよび電子楽器の販売後、保証期間中に発生が見込まれる補修費用に備えるために、製品群ごとに保証費用発生率を考慮した額を計上しております。
環境対策引当金	PCB廃棄物処理等の環境対策を目的とした支出に備えるため、当連結会計年度末において合理的に見積もられる額を計上しております。

④その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

重要な外貨建の資産および負債等の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債は、当該会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によることとしております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしているので振当処理を行っており、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているので特例処理によっております。

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用
　連結納税制度を適用しております。
のれんの償却に関する事項
　5年間の定額法により償却を行っております。

3. 会計方針の変更

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更
（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記）
（退職給付に関する会計基準等の適用）
「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度の期首より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算出方法を従業員の平均残存勤務期間に近似する年数を残存期間とする債券利回りに基づいて決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。
この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が77,959千円増加し、利益剰余金が77,605千円減少しております。また当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

（追加情報）
（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）
　当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　平成27年３月26日）を適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託から従業員持株会に売却された株式に係る売却差損益、信託が保有する株式に関する当社からの配当および信託に関する諸費用の純額を資産および負債に計上しております。
①取引の態様
　当社は、平成26年９月17日開催の取締役会決議に基づき、「信託型従業員持

株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」(以下「本プラン」という。)を導入しております。

本プランは、「カワイ従業員持株会」(以下「持株会」という。)に加入する全ての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「カワイ従業員持株会信託」(以下「E-Ship信託」という。)を設定し、E-Ship信託は今後５年間にわたり持株会が取得すると見込まれる規模の当社株式を、借入金を原資として予め取得します。その後は、E-Ship信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点でE-Ship信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。

なお、当社は、E-Ship信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落によりE-Ship信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてE-Ship信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は当連結会計年度末 477,785千円、194千株であります。

③総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度	484,480千円

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　26,030,991千円

(2) 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から直接減額した額

圧縮記帳累計額	64,271千円

(3) 偶発債務

保証債務残高	7,712千円
取引先に対する保証債務	2,646千円
株式会社カワイ旅行センター	5,066千円

(4) 当座貸越契約および貸出コミットメント契約

当社および子会社（カワイ精密金属株式会社、カワイアメリカコーポレーション、株式会社全音楽譜出版社）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行13行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。

これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約および貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額および貸出コミットメントの総額	9,360,825千円
借入実行残高	2,085,000千円
差引額	7,275,825千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および総数

普　通　株　式　8,561,060株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

平成26年６月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	380,971千円
１株当たりの配当額	４円50銭
基準日	平成26年３月31日
効力発生日	平成26年６月27日

②基準日が、当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成27年６月25日開催予定の定時株主総会において、次のとおり決議いたします。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	380,954千円
１株当たりの配当額	45円00銭
基準日	平成27年３月31日
効力発生日	平成27年６月26日

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

(注)平成27年６月25日定時株主総会決議による配当には、信託が保有する自社の株式に対する配当金 8,743千円が含まれております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を図っております。なお、デリバティブ取引は将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額 (*)	時　価 (*)	差　額
①　現金及び預金	7,993,298	7,993,298	－
②　受取手形及び売掛金	7,056,959	7,056,959	－
③　投資有価証券			
満期保有目的の債券	162,486	165,296	2,810
その他有価証券	725,116	725,116	－
④　支払手形及び買掛金	(4,576,596)	(4,576,596)	－
⑤　短期借入金	(2,085,000)	(2,085,000)	－
⑥　長期借入金	(2,809,654)	(2,810,253)	598

(*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、ならびに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④支払手形及び買掛金、ならびに⑤短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 500,120 千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

7. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	2,204円82銭
１株当たり当期純利益	125円62銭

（注1）当社は、平成26年10月１日付けで株式10株につき１株の割合で株式併合を行っております。当該株式併合については、当連結会計年度の期首に株式併合が行われたと仮定して1株当たり純資産額、１株当たり当期純利益を算定しております。

（注2）（会計方針の変更）に記載のとおり、退職給付会計基準を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。
この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額、１株当たり当期純利益はそれぞれ、184.15円、 0.45円減少しております。

（注3）野村信託銀行株式会社（カワイ従業員持株会専用信託口）が保有する当社株式を、「１株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
（当連結会計年度　194千株）
また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。（当連結会計年度　69千株）

個 別 注 記 表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子 会 社 株 式	総平均法による原価法
その他有価証券	時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

原則として時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品
総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料・仕掛品
総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法 但し、賃貸設備については定額法 平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法

（主な耐用年数）

建物	2～50年
機械及び装置	2～10年

無形固定資産	定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（主として５年）に基づく定額法
リース資産 (所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(5) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れに備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備えて支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
環境対策引当金	PCB廃棄物処理等の環境対策を目的とした支出に備えるため、当事業年度末において合理的に見積もられる額を計上しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によることとしております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしているので振当処理を行っており、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているので特例処理によっております。

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

3. 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度の期首より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似する年数を残存期間とする債券利回りに基づいて決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が66,760千円増加し、繰越利益剰余金が66,760千円減少しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する債権債務

短期金銭債権	4,037,127千円
長期金銭債権	596,255千円
短期金銭債務	3,097,721千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　16,942,012千円

(3) 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から直接減額した額

圧縮記帳累計額	64,271千円

(4) 偶発債務

保証債務残高	190,258千円
株式会社カワイ友の会	50,000千円
株式会社カワイ旅行センター	5,066千円
PT. カワイインドネシア	135,191千円

(5) 当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行11行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。

これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約および貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額および貸出コミットメントの総額	8,780,000千円
借入実行残高	2,035,000千円
差引額	6,745,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	6,943,280千円
仕入高	18,182,773千円
営業取引以外の取引高	928,003千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類および株式数

普通株式	289,705株

(注) 普通株式の自己株式の増加は、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）」によるカワイ従業員持株会信託の取得 201,700株及び単元未満株式の買取による取得 2,408株であり、減少は上記信託より、従業員持株会への売却 7,400株及び株式の併合による減少 857,187株であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	26,892千円
退職給付引当金	2,796,401千円
賞与引当金	212,781千円
減損損失	27,556千円
未払事業税	22,970千円
関係会社株式評価損	758,112千円
資産除去債務	207,831千円
その他	105,629千円
繰延税金資産小計	4,158,175千円
評価性引当額	△3,020,843千円
繰延税金資産合計	1,137,331千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△132,052千円
資産除去債務に対応する除去費用	△34,399千円
固定資産圧縮積立金	△8,225千円
その他	△60,876千円
繰延税金負債合計	△235,552千円
繰延税金資産の純額	901,779千円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機およびその他の事務機器の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係
子会社	カワイ精密金属㈱	直接 100%	精密異形圧延技術による 各種金属の加工委託 および 治工具の購入 資金の援助 役員の兼任
子会社	㈱カワイ ハイパーウッド	直接 100%	自動車塗装部品の加工委託 資金の一括管理 役員の兼任
子会社	カワイアメリカ コーポレーション	直接 100%	当社製品商品の 米国総販売代理店 役員の兼任
子会社	カワイヨーロッパGmbH	直接 100%	当社製品商品の ヨーロッパにおける卸販売 役員の兼任
子会社	PT.カワイインドネシア	直接 100%	楽器および楽器部品の購入

会社等の名称	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
カワイ精密金属㈱	製品の仕入 (注１)	7,227,438	買掛金	540,436
	有償支給 (注１)	5,124,454	未収入金	327,834
	資金の貸付 (注３)	500,000	短期貸付金 長期貸付金	84,000 416,000
㈱カワイ ハイパーウッド	資金の管理 (注２)	140,000	短期借入金	490,000
カワイアメリカ コーポレーション	製品の販売 (注１)	2,791,287	売掛金	1,082,623
カワイ ヨーロッパGmbH	製品の販売 (注１)	2,711,632	売掛金	714,718
PT.カワイ インドネシア	製品の仕入 (注１)	7,391,498	買掛金	724,962
	有償支給 (注１)	1,959,352	未収入金	890,654

(注)　取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）市場価格、総原価を勘案して、当社希望価格を提示し、毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。

（注２）当社では、グループ会社の資金を当社にて一括管理しております。子会社からの受入資金につきましては、借入金として処理し、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済期限を１年とする極度借入契約を使用し、管理しております。なお、担保は提供しておりません。

（注３）カワイ精密金属株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間5年、1年据置後毎月均等返済としております。
なお、担保は受け入れておりません。

10. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	1,371円32銭
１株当たり当期純利益	90円83銭

（注1）当社は、平成26年10月1日付けで株式10株につき１株の割合で株式併合を行っております。当該株式併合については、当事業年度の期首に株式併合が行われたと仮定して１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益を算定しております。

（注2）（会計方針の変更）に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。
この結果、当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益はそれぞれ、7.95円、0.44円減少しております。

（注3）野村信託銀行株式会社(カワイ従業員持株会信託)が保有する当社株式を、「1株当たり純資産」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
（当事業年度　194千株）
また、「１株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。（当事業年度　69千株）。

11. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

音楽教室関連の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から３年～18年と見積もり、割引率は0.266～1.993％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	665,450千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	11,182千円
時の経過による調整額	4,172千円
資産除去債務の履行による減少額	△22,485千円
期末残高	658,319千円